

奈良県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	
	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	
主たる事務所の所在地	まつたハートクリ	大和郡山市
名称	ニック	本庄町二四七
所在地	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年五月三十一日
廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日	